

## 世田谷区立幼稚園保育料条例

世田谷区立幼稚園の保育料等に関する条例（昭和40年12月世田谷区条例第48号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号及び第28条第2項第1号及び第3号に規定する区が定める額のうち、世田谷区立学校設置条例（昭和39年世田谷区条例第21号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園（以下「区立幼稚園」という。）における額（以下「保育料」という。）及び預かり保育の利用に要する費用（以下「預かり保育料」という。）その他必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給認定子ども 法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する小学校就学前子どもであって、4歳に達する日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (2) 預かり保育 区立幼稚園における教育課程に係る教育時間の終了後に幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う教育活動をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

### （保育料）

第3条 区立幼稚園を利用する支給認定子どもの保護者又は扶養義務者は、別表に定める世帯の所得の状況その他の事情に応じた保育料を世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）に支払わなければならない。

2 月の中途において入園し、又は退園した場合の保育料は、これを1月として計算する。

### （多子世帯の保育料）

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、支給認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯である場合の保育料の額は、規則で定めるところによる。

( 保育料の額の決定等 )

第 5 条 委員会は、保育料の額を決定し、又は変更したときは、区立幼稚園を利用する支給認定子どもの保護者又は扶養義務者に対し、その旨を通知するものとする。

( 保育料の減免 )

第 6 条 委員会は、特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより保育料を減額し、又は免除することができる。

( 預かり保育料 )

第 7 条 預かり保育を利用する支給認定子どもの保護者又は扶養義務者は、預かり保育料を委員会に支払わなければならない。

2 預かり保育料の額は、1人当たり月額4,000円とする。

3 月の中途において預かり保育の利用を開始し、又は終了した場合の預かり保育料は、これを1月として計算する。

( 納付期限 )

第 8 条 保育料の納付期限は、毎月末日とする。ただし、委員会は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

2 預かり保育料の納付期限は、委員会が別に指定する。

( 督促 )

第 9 条 委員会は、区立幼稚園又は預かり保育を利用する支給認定子どもの保護者又は扶養義務者が前条に規定する納付期限までに保育料又は預かり保育料を納付しないときは、規則で定める期間内に書面により督促をするものとする。

2 委員会は、前項の規定による督促をするときは、当該督促に係る書面を発する日から15日以内の日を納付すべき期限として指定するものとする。

( 保育料等の還付 )

第 10 条 委員会は、規則で定めるところにより、既に納付された保育料又は預かり保育料の全部又は一部を還付することができる。

( 委任 )

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

別表（第3条関係）

階層	階層区分	保育料の月額 (1人につき)
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
第2階層	当該年度分保育料等算定所得割額が0円である世帯	0円
第3階層	当該年度分保育料算定所得割額が77,100円以下である世帯	4,600円
第4階層	当該年度分保育料算定所得割額が77,101円を超える世帯	10,000円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 区市町村民税 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
  - (2) 保育料算定所得割額 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額をいう。ただし、当該所得割の額の計算においては、規則で定める法令の規定は適用しないものとする。
- 2 支給認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第4階層にあるものとみなしてこの表を適用する。
- 3 この表の適用に際し、4月から8月までの月分の保育料を決定する場合には、同表中「当該年度分」とあるのは「前年度分」とする。